○農林水産省告示第千六百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県府中市上下町矢多田字仁和田一二二の二、三次市三和町上板木字鍛冶屋河内山六二二、山県郡北広島町戸谷字釿古三四三、三四六、溝口字出ケ迫八四二の一、八四七の一、志路原字鳥池一七五六、一七八一、一七六四、一八三八の一、一八四一、一八四二、字大畠一八六九の四、字船垰七七の九七、七七の九八、七七の一三二、七七の一三四、一〇九〇の一から一〇九の四まで、一一〇の一から一一〇の三まで、一一一の一、一一一の二、一一二、一二九、一三〇の一、一三〇の二、一三二の一、一三一の二、一三二、溝口字平岩五〇六の一から五〇六の四まで、上石字弓ケ谷二五二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字中元寺字網立六三二の二五、字添ヶ谷七三八の二、七四九、七五〇、七五六の一、七五六の二、七五七の一、七三五（次の図に示す部分に限る。）、字添ヶ谷下ノ谷七五一、七五三から七五五まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字添ヶ谷七三五・七三八の二・七五〇・七五六の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村北矢部字蛇渕平一二二五九の一、一二二五九の二、一二二五九の四、一二二六〇の一、一二二六〇の六、一二二六一の一、一二二六一の九、一二二六二の一、一二二七二の三、一二二七三の二、一二二七三の三、一二二七四の一、一二二七八の一、一二二七九の一、一二二八一、字日向ノ上一二二八六、一二二八七、一二二八九の一、一二二八九の二、一二二八九の三、一二二九〇の一、一二二九〇の三、一二二九一の一、一二二九一の三、一二二九一の四、一二二九二、一二二九三、一二二九四の一、一二二九七、一二二九九の一、一二二九九の三、一二三〇二の二の八まで、一二三〇三の一、一二三〇三の四、一二三〇四の一、一二三〇九の一、一二三〇九の五、一二三一二の一、一二三一二の二、一二三一五の一、一二三一六の二、一二三一七の一、一二三一九、一二三二〇の一、一二三二〇の八、一二三二一の一から一二三二一の三まで、一二三二一の六、一二三二四の一、一二三二四の三、一二三二五の一、一二三二五の三、一二三二九の一、一二三三〇から一二三三二まで、一二三三四、一二三三七、一二三四〇の一、一二三四一の一、一二三四四の一、一二三四四の四、字崩ノ平一二四〇五の一、一二四一二の一、一二四一二の二、一二四一三、一二四一四、一二四一六、字赤藪向一二四一九の一、一二四二〇、一二四二三

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県広島市安佐北区安佐町大字久地字中尾山三八八八、三八九九の一、三八九九の二、三九〇四、三九〇九、安佐南区沼田町大字阿戸字塘ケ地一五〇八の一、一五三三、一五四九、一五五〇の一、一五五三、安佐南区沼田町大字吉山字荒鹿二四一〇、二四一一、二四一二の一、二四一四、二四一五、二四四二の一、二四四二の二、安芸高田市吉田町多治比字鳥帽子四二七（次の図に示す部分に限る。）、四二八、四四九、四五五、吉田町小山字上ノ谷五〇、五一の三、五二の一、三次市布野町下布野字本谷二一一、二一二、字岩倉五九三の一、五九四の一、五九六の二、五九六の五、五九六の六、五九六の七（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字中尾山三八八・三八九九の一・三八九九の二・三九〇四・三九〇九（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、字塘ケ地一五〇八の一、一五三三・一五四九・一五五〇の一・一五五三・字荒鹿二四一〇・二四一一・二四一二の一・二四一四・二四一五・二四四二の一・二四四二の二・字烏帽子四二七・四二八・四四九・四五五・字上ノ谷五〇・五一の三・五二の一・字岩倉五九三の一・五九四の一・五九六の六・五九六の七（以上二十二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千六百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年九月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　鹿児島県肝属郡肝付町新富字寺ノ上八一〇二の一、八一〇二の二（次の図に示す部分に限る。）、八一〇二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県庁及び肝付町役場に備え置いて縦覧に供する。）